

福県医発第 3603 号（地）
令和 4 年 3 月 25 日

各 医 师 会 長 殿

福岡県医師会
会長 蓮澤 浩明
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症にかかる検査料の点数の取扱いについて

今般、新型コロナウイルス感染症にかかる検査料の点数の取扱いについて、厚生労働省保険局医療課長から別紙 1 のとおり取り扱う通知が示され、令和 4 年 4 月 1 日から適用することとなった旨、日本医師会より通知がありました。

本通知の内容について、日本医師会において別紙 2 のとおり整理されておりますので、貴会会員への周知方よろしくお願い致します。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 5 月号及び日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載される予定となっております。

日医発第975号（保319）
令和4年3月18日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
中川俊男
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症にかかる
検査料の点数の取扱いについて

今般、新型コロナウイルス感染症にかかる検査料の点数の取扱いについて、添付資料1のとおり令和4年3月16日の中医協総会で承認されたことを踏まえ、厚生労働省保険局医療課長から添付資料2のとおり取り扱う通知が示され、令和4年4月1日から適用することとなりました。

本通知の内容について、本会において添付資料3のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会雑誌5月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

(添付資料)

1. 新型コロナウイルス感染症の検査に係る保険収載価格の見直し（案）
(令4.3.16 中医協総会 資料総-1)
2. 検査料の点数の取扱いについて
(令4.3.16 保医発0316 第1号 厚生労働省保険局医療課長)
3. 新型コロナウイルス感染症に係る検査料の点数の取扱い（令和4年4月1日以降の経過措置）
(日本医師会医療保険課)

新型コロナウイルス感染症の検査に係る保険収載価格の見直し（案）

【見直し案】

- 「核酸検出（PCR）検査（委託）」について、感染状況や医療機関での実施状況を踏まえ、激変緩和のための更なる経過措置として、令和4年4月1日から令和4年6月30日まで850点とし、令和4年7月1日に700点とする。

検査項目	～12/30	12/31～3/31	4/1～6/30	7/1～
核酸検出（PCR）検査（委託）	1800点	1350点	850点	700点
核酸検出（PCR）検査（委託以外）	1350点		700点	
抗原検出検査（定性）	600点		300点	
抗原検出検査（定量）			560点	

(参考)

新型コロナウイルス感染症の検査に係る保険収載価格の見直し後の点数一覧

検査項目	見直し後の点数	準用点数
SARS-CoV-2核酸検出（検査委託）	4/1～6/30 850点	D012 感染症免疫学的検査 「56」HTLV- I 抗体（ウエスタンプロット法及びラインプロット法）（425点） 2回分
	7/1～ 700点	D023 微生物核酸同定・定量検査 「10」HPV核酸検出（350点） 2回分
SARS-CoV-2核酸検出（検査委託以外）	700点	D023 微生物核酸同定・定量検査 「10」HPV核酸検出（350点） 2回分
SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出 (検査委託)	4/1～6/30 850点	D012 感染症免疫学的検査 「56」HTLV- I 抗体（ウエスタンプロット法及びラインプロット法）（425点） 2回分
	7/1～ 700点	D023 微生物核酸同定・定量検査 「10」HPV核酸検出（350点） 2回分
SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出 (検査委託以外)	700点	D023 微生物核酸同定・定量検査 「10」HPV核酸検出（350点） 2回分
SARS-CoV-2抗原検出（定性）	300点	D012 感染症免疫学的検査 「26」マイコプラズマ抗原定性（免疫クロマト法）（150点） 2回分
SARS-CoV-2抗原検出（定量）	560点	D012 感染症免疫学的検査 「52」HIV-1抗体（ウエスタンプロット法）（280点） 2回分
SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原 同時検出（定性）	420点	D012 感染症免疫学的検査 「44」単純ヘルペスウイルス抗原定性（角膜）（210点） 2回分

保医発0316第1号
令和4年3月16日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公 印 省 略)

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日付け保医発0304第1号）を下記のとおり改正し、令和4年4月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

なお、検体採取を行った保険医療機関以外の施設に検査を委託する場合のSARS-CoV-2核酸検出及びSARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出の点数については、中央社会保険医療協議会総会（令和4年3月16日）において承認されたとおり、令和4年7月1日に再度見直しを行い、700点とする予定であることを申し添えます。

記

1 別添1第2章第3部第1節第1款D023(18)のアを次のように改める。

(18) SARS-CoV-2核酸検出

ア SARS-CoV-2核酸検出は、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドンス 2013-2014版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「56」HTLV-I抗体（ウエスタンブロット法及びラインブロット法）の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の

「10」 H P V核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、いずれの場合についても、本検査に係る検体検査判断料は、区分番号「D 0 2 6」 検体検査判断料の「7」 微生物学的検査判断料を算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドンス 2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

2 別添1第2章第3部第1節第1款D 0 2 3 (30)のアを次のように改める。

(30) SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出

ア SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出は、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、P C R 法（定性）により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中の SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドンス 2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号「D 0 1 2」 感染症免疫学的検査の「56」 H T L V－I 抗体（ウエスタンブロット法及びラインプロット法）の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の「10」 H P V核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、いずれの場合についても、本検査に係る検体検査判断料は、区分番号「D 0 2 6」 検体検査判断料の「7」 微生物学的検査判断料を算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドンス 2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日付け保医発0304第1号)

改 正 後	現 行
<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部・第2部 (略)</p> <p>第3部 検査</p> <p>第1節 検体検査料</p> <p>第1款 検体検査実施料</p> <p>D 0 0 0～D 0 2 2 (略)</p> <p>D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p>(18) SARS-CoV-2 核酸検出</p> <p>ア SARS-CoV-2 核酸検出は、採取した検体を、<u>国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドライン 2013－2014版」</u>に記載された<u>カテゴリB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号「D 0 1 2」</u>感染症免疫学的検査の「56」HTLV-I抗体（ウエスタンプロット法及びラインプロット法）の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の「10」HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。<u>ただし、いずれの場合につい</u></p>	<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部・第2部 (略)</p> <p>第3部 検査</p> <p>第1節 検体検査料</p> <p>第1款 検体検査実施料</p> <p>D 0 0 0～D 0 2 2 (略)</p> <p>D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p>(18) SARS-CoV-2 核酸検出</p> <p>ア SARS-CoV-2 核酸検出は、<u>検査の委託の有無にかかわらず、本区分の「10」HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。</u>なお、採取した検体を、<u>国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドライン 2013－2014版」</u>に記載された<u>カテゴリB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u></p>

ても、本検査に係る検体検査判断料は、区分番号「D 0 2 6」検体検査判断料の「7」微生物学的検査判断料を算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドンス 2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

イ～オ (略)

(19)～(29) (略)

(30) SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出

ア SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出は、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、P C R 法（定性）により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中の SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドンス 2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号「D 0 1 2」感染症免疫学的検査の「56」H T L V-I 抗体（ウエスタンブロット法及びラインブロット法）の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の「10」H

イ～オ (略)

(19)～(29) (略)

(30) SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出

ア SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出は、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、P C R 法（定性）により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中の SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、検査の委託の有無にかかわらず、本区分の「10」H P V核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドンス 2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

P V核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、いずれの場合についても、本検査に係る検体検査判断料は、区分番号「D 0 2 6」検体検査判断料の「7」微生物学的検査判断料を算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドンス 2013-2014版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

イ～オ (略)

イ～オ (略)

新型コロナウイルス感染症に係る検査料の点数の取扱い (令和4年4月1日以降の経過措置)

令和4年3月16日 保医発0316第1号(令和4年4月1日適用)

No.1

測定項目	SARS-CoV-2 核酸検出
点 数	○検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合 [令和4年4月1日以降(更なる経過措置)] D012 感染症免疫学的検査 「56」HTLV-I抗体(ウエスタンプロット法及びラインプロット法) 425点の2回分 <u>850点</u> [令和4年7月1日以降(予定)] D023 微生物核酸同定・定量検査 「9」HCV核酸検出 350点の2回分 700点 *感染状況や医療機関での実施状況を踏まえ、激変緩和のための <u>更なる経過措置として</u> 、 <u>令和4年4月1日から令和4年6月30日まで850点とし、令和4年7月1日に700点とする</u> こととされました。
関連する留意事項の改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日付け保医発0304第1号)の別添1(医科診療報酬点数表に関する事項)の第2章(特掲診療料)を次のように改める。(変更箇所下線部) 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D023 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(17) (略) (18) SARS-CoV-2 核酸検出 ア SARS-CoV-2 核酸検出は、 <u>採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドライン 2013-2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「56」HTLV-I抗体(ウエスタンプロット法及びラインプロット法)の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の「10」HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。</u> ただし、いずれの場合についても、本検査に係る検体検査判断料は、 <u>区分番号「D026」検体検査判断料の「7」微生物学的検査判断料を算定する</u> 。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドライン 2013-2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 イ～オ (略) (19)～(30) (略)

測定項目	SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出
点 数	<p>○検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合 〔令和4年4月1日以降（更なる経過措置）〕</p> <p>D012 感染症免疫学的検査 「56」HTLV-I抗体（ウエスタンプロット法及びラインプロット法） 425点の2回分 <u>850点</u></p> <p>〔令和4年7月1日以降（予定）〕</p> <p>D023 微生物核酸同定・定量検査 「9」HCV核酸検出 350点の2回分 700点</p> <p>*感染状況や医療機関での実施状況を踏まえ、激変緩和のための<u>更なる経過措置として、令和4年4月1日から令和4年6月30日まで850点とし、令和4年7月1日に700点とすることとされました。</u></p>
関連する留意事項の改正	<p>※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日付け保医発0304第1号）の別添1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第2章（特掲診療料）を次のように改める。（変更箇所下線部）</p> <p>第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D023 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(29) (略) (30) SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出 ア SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出は、COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、PCR法（定性）により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中のSARS-CoV-2及びインフルエンザウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、<u>採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドンス2013－2014版</u>に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、<u>検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「56」HTLV-I抗体（ウエスタンプロット法及びラインプロット法）の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の「10」HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。</u><u>ただし、いずれの場合についても、本検査に係る検体検査判断料は、区分番号「D026」検体検査判断料の「7」微生物学的検査判断料を算定する。</u>なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドンス2013－2014版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 イ～オ (略)</p>